

情報発信委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び 制限枚数	提出 部数
1	表紙	A4判、片面1枚	【紙】 正本1部、副本8部 【データ】 1部（正本のPDFデータ を格納した記録媒体）
2	業務に対する考え方、概要	A4判、片面 20 枚 まで	
3	企画提案（仕様書に定める 業務の提案内容を示す資料）		
4	実施体制図		
5	スケジュール		
6	類似業務実績一覧	A4判、片面1枚	
7	県が推進する施策の取組に 関する証拠書類	A4判、片面2枚以 内 ※該当する場合の み	
8	経費見積書	A4判、片面2枚以 内	

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和7年7月18日（金）17時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県商工労働部雇用労働政策課 担当：平田、森澤

TEL 088-823-9766

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

別添「情報発信委託業務仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「第4 業務内容」に示す項目や次に掲げる項目に留意して、具体的に提案してください。

(1) 事業の目的と効果

「情報発信委託業務公募型プロポーザル募集要領」のとおり

(2) 事業の要件

「情報発信委託業務仕様書」のとおり

(3) 現状の問題点、課題

- ① 本県における若年層の人口は、令和7年5月1日時点で約10万1千人であり、前年度と比較しておよそ2千人減少しています。減少数のうち9割以上が県外転出者と推計されており、就職や転職を機に県外へ転出する若者が相当数存在し、県内の様々な仕事が就職等の際の選択肢になっていない可能性があると考えられます。
- ② 本県の若者の所得について、200万円未満の割合が全国と比較し高い状況にあります。その中には、望まない形で非正規雇用とされている若者が一定数存在すると考えられ、所得向上や正社員化に必要なスキルアップのための制度等に関する情報を十分に入手できていない可能性があります。

以上2点から、現在個々で存在している県内の様々な仕事の情報や支援策の情報サイトを集約化することで、就職や転職、スキルアップに関心のある県内の若者がスムーズに情報を入手できる仕組みが必要であると考えています。

(4) 提案書の記述する内容

① 企画提案書表紙

必要事項を記載すること。

② 企画提案

上記6(2)の仕様書の内容に沿って、次の項目について分かりやすく記載すること。

ア 業務に対する考え方

イ 広告物の制作・配信

- ・ ターゲティング設定・考え方(地域、年代、興味関心、サーチキーワード等)や訴求ポイント

- ・ 広告の種類、掲出期間、実施回数、広告のイメージ画、想定する効果

ウ ランディングページの制作

- ・ 全体構成(レイアウトやコンセプト)、デザイン、訴求ポイント
- ・ 誘導先サイトの分類方法の具体案

- ・ 訪問者がランディングページにアクセスしてから目的の誘導先サイトにたどり着くまでの道すじのイメージ
- ・ 県内の仕事の特色や魅力を伝えるための企画内容
- ・ Web サーバーの選定理由、利便性、セキュリティ

エ アンケート調査

- ・ 実施方法及び集計方法

オ 効果測定・分析及び運用改善

- ・ 効果測定・分析及び運用改善の考え方や手法

③ 実施体制図

業務を実施するための体制について、役職名、従事する人員の数、役割分担等を記載すること。

※業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

④ スケジュール

業務全体のスケジュールについて記載すること。

⑤ 類似業務実績

過去2年間に於いて実施した国や地方公共団体での類似業務の概要を記載すること。

※ A4判1枚にまとめて記載し、各業務の契約書の写しを添付(両面印刷可)すること。

⑥ 県が推進する施策の取組に関する証拠書類

下表の取組実績を有す場合は、証拠書類を添付してください。

取組項目	証拠書類
高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼし	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者雇用 (ア) 法定雇用率制度の適用がある場合 (イ) 法定雇用率制度の適用がない場合	直近の障害者雇用状況報告書の写し (公共職業安定所の受付印のあるもの) 障害者雇用誓約書 (様式に特に定めはありませんが、高知県土木部が建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。高知県土木政策課の公開ホームページに掲載されています。)

ISO14001	「環境マネジメントシステム登録証」の写し
エコアクション 21	「エコアクション 21 認証・登録証」の写し
こうちSDGs推進企業	「こうちSDGs推進企業登録証」の写し
パートナーシップ構築宣言登録企業	「パートナーシップ構築宣言」の写し (国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの)

⑦ 経費見積書

本業務の履行に要する経費について、見積限度額(情報発信委託業務公募型プロポーザル募集要領参照)の範囲内で見積もったうえで、記載してください。

また、数量、単価等の積算根拠についても記載してください。事業の一部を再委託する場合には、再委託先に支払う経費が明らかになるよう記載してください。

なお、次年度以降の保守管理費用について、概算で記載してください。

(5) 特に提案を求めるポイント

① 業務に対する考え方

「情報発信委託業務仕様書」の目的を踏まえ、若者が県内に定着するための業務に対する考え方を具体的に記述してください。

② 広告物の制作・配信

ア 県内での就職・転職、スキルアップに関心を持つターゲット層に興味を喚起させるために、効果的かつ魅力的な広告内容を提案してください。

イ ターゲットへの到達確度の高いメディア及び本事業の目的に応じた最適な配信方法を理由を合わせて提案してください。

③ ランディングページの制作

ア 漠然とした関心を持ってアクセスしてきた訪問者を、個々の関心に応じたカテゴリーに誘導するための構成や工夫等を企画提案に盛り込んでください。

イ 明確な目的がない訪問者でも関心に近いサイトにたどり着けるように、最初に到達するランディングページの画面には、あらゆる視点から誘導先サイトをカテゴライズして表示し、選択した項目に応じて段階的にサイトまで導くように工夫してください。

ウ 誘導先サイトの分類方法、及び訪問者がランディングページにアクセスしてから目的の誘導先サイトにたどり着くまでの道すじを具体的に提案してください。

エ 訪問者が即座に退出しないよう、内容及び構成を工夫してください。

オ 保管サーバーについては、運用保守の利便性やセキュリティ面を考慮し、最適と考えられる提案をしてください。

④ アンケート調査の実施

訪問者が直感的かつ簡単に回答できるような仕組みにし、回答率が上がるよう工夫してください。

⑤ 効果測定・分析及び運用改善

デジタルでの情報発信の特徴を活かし、広告配信から効果測定・分析による運用改善までの一連のサイクルの回し方や、対象者のより精度の高い設定方法における工夫等を企画提案に盛り込んでください。

⑥ その他、本事業の目的を達成するため、創意工夫を凝らした積極的な提案を求めます。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 指定がない限りは、日本工業規格A4判(以下「A4判」という。)で作成し、文字サイズは原則として10.5pt以上とします。必要に応じ、A3判を三つ折りにして折り込むこともできますが、A3判の1枚片面印刷は、A4判2枚の換算とします。
- (2) 表紙以外は全てページ数を印字してください。
- (3) 専門的な知識を有していない者も理解ができるよう、分かりやすい表現での記載や注釈の付記を心掛けてください。
- (4) 文字だけの説明ではなく、図や表なども使用し、見やすい提案書にしてください。
- (5) 写真・イラストの使用は可としますが、使用にあたっては、肖像権や著作権に十分に配慮してください。
- (6) 統計データを使用する場合には、必ず出典を明記してください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案は、成果(実績)のみを取り上げるのではなく、業務に対する方向性や具体的な取組、実施体制等の提案を行ってください。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (5) 提出された企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しません。
- (7) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (8) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。